

第60期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

尾家産業株式会社

【業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況】

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- （１）取締役会は、取締役会規程に定められた付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定しております。
- （２）代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会決議、社内規程に則り、職務を執行しております。
- （３）取締役会は、法令・定款及び社内規程等に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- （４）監査役は、法令・定款及び別に定める監査基準に基づいて、取締役の職務執行を監査しております。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- （１）執行役員を含む使用人がとるべき行動基準・規範を示した「コンプライアンス行動指針」に基づき、適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、違反があった場合は、就業規則等に則り適正に処分いたします。
- （２）コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、コンプライアンス委員会を設置しております。
- （３）業務執行部門から独立した監査室が、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告しております。
- （４）研修を通じて、業務に必要な法令知識及び上記の行動規範を使用人へ周知徹底しております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報については、法令及び文書取扱管理規程に基づき文書を作成するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧できる状態にして保存及び管理しております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、定期的に、内在するリスクに関する評価と管理を行い、継続的改善を図っております。
- (2) 自然災害、その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある緊急事態に対する危機管理体制については、規程を整備し社内に周知徹底を図るとともに、重要な情報機器はデータセンターに預けて必要な二重化を果たし、業務体制の安全性を確保しております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は取締役会における意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的として執行役員制度を導入し、執行役員の職務範囲は、取締役会にて定め、その責任と権限を明確にしております。
- (2) 代表取締役社長は、取締役及び執行役員等により構成している営業戦略会議を設置しております。
- (3) 当社の業務執行意思決定機関である常務会は、取締役の職務執行が効率的に行うことができるように週1回開催し、重要事項は全て付議され、業務の進捗についても議論し、時宜を得た対策等も検討しております。

6. 次に掲げる体制その他の会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は現在、親会社及び子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めます。また、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助するため、代表取締役社長と意見を交換し、代表取締役社長直轄の監査室の機能を強化する体制をとります。
- (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを要請したときは、代表取締役社長との間で意見を交換し、専任となる適格な人事を行います。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置いていませんが、使用人を置く場合には、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事に関しては、監査役会の意見を尊重して決定いたします。

9. 監査役の7. の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く場合は、監査役傘下の独立した部署と位置づけ、当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものといたします。

10. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役及び執行役員を含む使用人は、法令が定める事項のほか、監査役の要請に応じて、会社の業務執行状況等を報告することとしております。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した場合は、直ちに、代表取締役社長に報告するとともに、監査役に報告することとしております。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。

- (1) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅延なく当社の監査役会に報告するものといたします。
- (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅延なく当社の監査役会に報告するものといたします。
- (3) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行うものといたします。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、社内に周知徹底いたします。また、報告者ならびに報告内容によっては監査役の判断により、内部通報制度を適用することといたします。当社の内部通報制度では監査役も受付窓口となっており、通報した者が、通報したことによって不利益を受けないこと等、通報者の保護について規定しています。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該

職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の監査に係る費用については、每期、申告に基づき予算措置を行っています。また、予算計上外の費用発生が見込まれる場合は、事前に報告を受け、監査役の職務の執行に必要と判断されるものについては、追加費用として承認することとしております。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要問題について意見交換を行っております。
- (2) 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、内部監査部門に調査を求めています。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

14. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(1) 基本的考え方

- ① 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めてまいります。
- ② 社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ることはいたしません。
- ③ 会社又は自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用いたしません。
- ④ 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

人事総務部（総務課）が、この任に当たっております。

② 外部の専門機関との連携状況

大阪府企業防衛連合協議会の淀川ブロック地区会員となっております。

③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

人事総務部（総務課）が、年3回当局の指導・研修を受けております。

④ 対応マニュアルの整備状況

コンプライアンス行動指針の中に規定しております。

⑤ 研修活動の実施状況

社内電子掲示板での啓蒙、全国会議を通じて徹底を図っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. コンプライアンスに対する取組み

- (1) 管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、当社におけるコンプライアンス上の課題とその対応策について議論しました。
- (2) 担当役員が全国所属長会議及び階層別研修等でコンプライアンスの重要性や意識の向上について講話し、全社への浸透を図りました。事業に係わる重要法令の一つである、下請法（下請代金支払遅延等防止法）については、eラーニングや社内研修等により周知徹底、教育を行いました。
- (3) 各部門、事業所において当社の法令遵守に関する基本方針・行動基準を定めた「コンプライアンス行動指針」の輪読を実施しております。
- (4) 内部通報制度を設置しており、内部通報規程により、通報者が不利益を受けないよう、通報者を保護する体制を整備しております。

2. リスク管理に対する取組み

- (1) リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置しております。
- (2) 重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して内部統制の評価計画を策定し、内部統制が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しました。
- (3) 内部統制委員会は月1回開催し、運用状況や重点課題について報告・議論を行い、半期毎に取締役会へ報告しております。内部統制委員会にはオブザーバーとして常勤監査役が出席し、情報の共有を図っております。

3. 取締役の職務執行体制

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会を12回（月1回）定時に開催するほか2回開催し、当事業年度は14回開催しました。
- (2) 取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名と監査役3名で運営しております。
- (3) 取締役会では、四半期毎に取締役等が職務執行状況の報告を行い、取締役の相互において監督を行っております。
- (4) 実効性評価
取締役会全体の実効性評価について全取締役、監査役の自己評価をベースに分析・評価を行いました。その結果を踏まえて、取締役会の実効性を高めるための改善に取り組んでおります。
- (5) 取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については常務会において決議を行い、意思決定の迅速化を図っております。
- (6) 常務会は週1回、営業戦略会議は月1回開催し、現場の課題・問題に対して、具体的な対策を協議し、重要案件に関しては取締役会で決定しております。

4. 監査役の職務執行体制

- (1) 当社は、監査役3名を選任しており、1名の常勤監査役と2名の社外監査役により監査役会を構成しております。
- (2) 取締役会には監査役全員が、常務会を含む重要な会議には常勤監査役が出席し、積極的に意見を述べております。
- (3) 月1回、監査役及び社外取締役のみをメンバーとする情報及び意見交換会を実施し、当社の事業及びコーポレートガバナンスに関する事項等について自由に議論を行っており、監査役と社外取締役の連携を図っております。
- (4) 会計監査人とは往査の都度、情報交換、意見交換等を行い、各四半期レビュー及び期末監査終了時に、意見交換を行いました。
- (5) 内部監査部門である監査室とは随時報告を含め意見交換を実施し、緊密な連携を行っております。

【株主資本等変動計算書】 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,305,700	1,233,690	1,233,690	154,131	4,600,000	5,102,079	9,856,210
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△180,965	△180,965
自己株式の取得							
当期純利益						360,314	360,314
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	179,348	179,348
当期末残高	1,305,700	1,233,690	1,233,690	154,131	4,600,000	5,281,427	10,035,559

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△171,717	12,223,882	657,301	657,301	12,881,184
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△180,965			△180,965
自己株式の取得	△37	△37			△37
当期純利益		360,314			360,314
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			△128,726	△128,726	△128,726
事業年度中の変動額合計	△37	179,311	△128,726	△128,726	50,584
当期末残高	△171,755	12,403,193	528,575	528,575	12,931,768

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は総平均法により算定)
- ・ 時価のないもの……………総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品……………月次総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の
低下に基づく簿価切り下げの方法
により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

及び投資不動産……………定率法

主な耐用年数

建物 6～50年

建物附属設備 6～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、
社内における利用可能期間（5年）
によっております。

リース資産……………定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を
零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備える
ため、一般債権については貸倒実績率
により、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては個別に回収可能性を検討し、
回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、支給
見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、事業
年度末日における退職給付債務及び
年金資産の見込額に基づき計上して

おります。

退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することといたしております。

役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に充てるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,760,247千円
(2) 投資不動産の減価償却累計額 294,950千円
(3) 圧縮記帳額

収用等により取得した有形固定資産の取得価額から、控除している圧縮記帳額は1,278,392千円であります。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 9,255,000株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 206,765株
(3) 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2019年5月23日 取締役会	普通株式	90,482千円	10円	2019年3月31日	2019年6月7日
2019年11月11日 取締役会	普通株式	90,482千円	10円	2019年9月30日	2019年12月6日

- (4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2020年5月25日 取締役会	普通株式	90,482千円	利益剰余金	10円	2020年3月31日	2020年6月9日

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

○繰延税金資産

退職給付関係	459,268千円
賞与引当金	85,624千円
減損損失	57,809千円
役員退職慰労引当金	77,105千円
減価償却超過額	111,088千円
資産除去債務	221,075千円
会員権評価損	4,829千円
有価証券評価損	17,238千円
未払事業税	20,750千円
貸倒引当金	50,098千円
その他	30,157千円
繰延税金資産小計	1,135,046千円
評価性引当額	△110,125千円
繰延税金資産合計	1,024,920千円

○繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△145,519千円
その他有価証券評価差額金	△220,905千円
繰延税金負債合計	△366,424千円

○繰延税金資産の純額 658,496千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、主に内部留保資金を充当することを基本としております。必要な場合は銀行借入を行う方針です。

当事業年度において、安定的な資金繰りを行うため、設備投資に係る資金として、金融機関より長期借入金1,000百万円の調達を行いました。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	3,583,229	3,583,229	—
② 売掛金	9,350,113	9,350,113	—
③ 未収入金	1,303,001	1,303,001	—
④ 投資有価証券	1,236,193	1,236,193	—
⑤ 差入保証金	2,469,209	2,419,314	△49,895
⑥ 買掛金	(11,322,354)	(11,322,354)	—
⑦ 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(1,245,000)	(1,243,662)	1,337

負債に計上されているものは()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

①現金及び預金 ②売掛金 ③未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は証券取引所の価格によっております。

⑤差入保証金

差入保証金については、その将来キャッシュ・フローを適切な利率を用いて割り引いて現在価値を算定しております。

⑥買掛金

買掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額14,065千円)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから「④投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,429円20銭
(2) 1株当たり当期純利益	39円82銭

7. 退職給付関係に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付にあてるため、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型であります）では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,102,448千円
勤務費用	195,122千円
数理計算上の差異の発生額	17,665千円
退職給付の支払額	△147,137千円
退職給付債務の期末残高	3,168,099千円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,381,534千円
期待運用収益	12,433千円
数理計算上の差異の発生額	△20,016千円
事業主からの拠出額	77,710千円
退職給付の支払額	△58,919千円
年金資産の期末残高	1,392,743千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,622,478千円
年金資産	△1,392,743千円
	229,734千円
非積立型制度の退職給付債務	1,545,621千円
未積立退職給付債務	1,775,356千円
未認識数理計算上の差異	△273,496千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,501,860千円
退職給付引当金	1,501,860千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,501,860千円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	195,122千円
期待運用収益	△12,433千円
数理計算上の差異の費用処理額	48,397千円
確定給付制度に係る退職給付費用	231,086千円

⑤ 年金資産に関する事項

1. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	19%
株式	3%
一般勘定	75%
その他	3%
合計	100%

2. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.0%
長期期待運用収益率	0.9%
予想昇給率	2.8%

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。